

決裁区分	部長	課長	課長補佐	係員	起案	分類	0・2・4
丙	谷屋	諸星	志村	石原	志村	起案	24・4・13
						決裁	24・4・13
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 23 年度 第 3 回 シンボル事業②推進 プロジェクトチーム		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 23 年度 第 6 回 シンボル事業②調整 ワーキンググループ		
開催日時	平成 23 年 4 月 13 日 (金) 午後 1 時 25 分 ~ 午後 2 時 0 分		
開催場所	本庁舎 4 階議会第 3 会議室		
出席者	政策部長(チームリーダー)	くらし安心部長	福祉部長
		こども健康部長	
	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)		地域福祉課主事
	戸籍住民課主査(総合窓口担当)	情報システム課主任主事(情報システム担当)	企画課主任主事(企画政策担当)
	事務局	公共施設再配置推進課課長補佐(公共施設再配置推進担当)	公共施設再配置推進課主任主事
議 題	1 保健福祉センターの賃貸条件等について		
	2 その他		
配付資料	資料 1 保健福祉センターに郵便局を誘致するための賃貸条件等について		
	資料 2 保健福祉センターを郵便局(株)に賃貸するために必要となる主な事務の取扱いについて		
会 議 結 果			
① どのように局舎を設置するのか。あらためて部屋を作るのか。			
⇒ 展示ギャラリーの部分は、カウンターで囲い、上に横引きシャッターを付けて、時間外はそれで囲うイメージである。急患休養室の部分は、正面の壁と入口はそのまま、側面の壁が構造壁ではないため、入口を付けて展示ギャラリー部分と行き来するイメージである。			
② 郵便局の営業時間に制約があるのか。			
⇒ 基本的には、センターは通年開館しているので、通常の郵便局と同じ営業を行えるが、年末の 29 日、30 日は、他の郵便局とは違い休んでもらうことになる。このことは了解を得ている。			
③ シャワー室の機能はどうするのか。			
⇒ 原則として使用するために必要な造作は、加えていいことにしているが、本庁舎が大地震で使えなくなった場合、災害対策本部を設置する施設でもある。シャワーの機能は残しておいてもらうように調整済である。			
④ 共益費の計算方法は、センターの他の使用者(福祉団体等)から徴収している計算方法との整合を図る必要がある。			
⑤ 駐車場は専用とするのか。			
⇒ 場所を指定して郵便局専用とするものではない。最大 5 台分くらいの利用者はいらるだろうという考え方である。なお、局の職員の通勤用車両を停めるものではないことは確認している。			
⑥ 議案とはどのような議案か。			

⇒ 市の事務を取り扱う郵便局を指定するという議案である。公金を扱う銀行を指定するのと同じようなものである。

⑦ 今回は保健福祉センターを郵便局に貸す事業だが、センターの他の利用に関して、再配置計画では何らかのことを考えているのか。

⇒ こども家庭相談室の機能が一杯になっていることや、女性相談と分離されていることがいいのかなど、問題提起しているが、前期実行プランの中では、検討を加えていくこととしている。今回のことをきっかけにして、センターを使用する方にも再配置の必要性などを説明する予定であるが、再配置の必要性に理解を深めていただき、なるべく早く手をつけることができればと考えている。

⑧ いろいろな課の職員の協力により、ここまでたどり着くことができた。今後とも、センターを最大限に有効に活用するために、協力し合っていく。

⑨ 今後、賃貸借料については、公共用地評価会議を、また、議案提出、補助金返還、起債繰上げ償還については、政策会議を経て決定した後、事業全体の方向は、本部会で決定していくこととなるので、協力をお願いする。

⑩ 再確認が必要な部分もあるが、賃貸条件については、このグループ内では了承した。

備考